

令和2年9月7日

薬局開設者 各位

岩手県薬剤師会事務局

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について(薬局での対応)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療機関及び薬局における、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いについて、改めて留意事項等が示されましたので概要をお知らせいたします。

今般示された留意事項は、実施後3か月の調査によると、医療機関における初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施に際して、0410事務連絡による以下①～③の要件を遵守されていない事例が散見されたことから、医療機関に対して当該要件の遵守を徹底するよう再度求めるものです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 麻薬及び向精神薬を処方してはならないこと② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とすること③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、いわゆるハイリスク薬の処方をしてはならないこと |
|---|

これにならって、薬局においても同様に、「これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、処方した医師に確認する」等、0410事務連絡の趣旨に則り正しく運用がなされるよう求められております。

この、0410事務連絡に基づく対応は、新型コロナウイルス感染症への時限的・特例的な対応として、薬局における服薬指導を電話等で行うことを可とされたものであり、本年9月1日から施行されている改正薬機法に基づくオンライン服薬指導とは異なるものであり、オンライン服薬指導では、医薬品の安全使用の確保のために明確なルールが法規上定められています。

つきましては、薬局において、改正薬機法に基づくオンライン服薬指導と、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な対応としての0410事務連絡に基づく対応について、混同を生ずることなく、それぞれのルールを正しく理解かつ適切に実施し、患者の安全な医薬品使用が担保されるよう、運用いただきますようお願い申し上げます。

※ 今般示された留意事項に関する通知については、当会ホームページ（「薬剤師の方向けページ」>「新型コロナウイルス関連情報」）に掲載しています。

以上